

事務連絡
令和7年7月25日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

日本薬剤師会を通じて厚生労働省より「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の周知依頼の連絡が参りました。

つきましては、会務ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知をお願いいたします。



日 薬 業 発 第 127 号

令 和 7 年 7 月 18 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、新医薬品の薬価基準収載等（令和7年厚生労働省告示第198号）及び医薬品の製造販売承認の継承に伴い、販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品の経過措置等（同告示199号）に関するものです。

今回の一部改正は、令和7年7月16日より順次適用となり、経過措置期間については令和8年3月31日までとなります。

つきましては、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 15 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が令和7年厚生労働省告示第198号及び令和7年厚生労働省告示第199号をもって改正され、令和7年7月16日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬3品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 9 4 0	3, 4 8 6	1, 9 8 0	2 8	1 2, 4 3 4

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬9品目及び注射薬3品目）について、掲示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和8年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 5 6	1 0 0	4 1	0	2 9 7

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

バルバーサ錠 3mg、同錠 4mg 及び同錠 5mg

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*FGFR3* 遺伝子変異又は融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、*FGFR3* 遺伝子変異又は融合遺伝子を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。
- ② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「PD-1/PD-L1 阻害剤による治療が可能な場合にはこれらの治療を優先すること。」とされているので、本製剤をPD-1/PD-L1 阻害剤による治療歴のない患者に投与する場合は、本製剤を投与することとした理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬 バルバーサ錠 3mg	エルダフィチニブ	3mg 1錠	31,810.40
2	内用薬 バルバーサ錠 4mg	エルダフィチニブ	4mg 1錠	41,501.70
3	内用薬 バルバーサ錠 5mg	エルダフィチニブ	5mg 1錠	51,009.70
4	注射薬 ベバシズマブ B S 点滴静注100mg 「アムジェン」	ベバシズマブ (遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続2]	100mg 4mL 1瓶	6,901
5	注射薬 ベバシズマブ B S 点滴静注400mg 「アムジェン」	ベバシズマブ (遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続2]	400mg 16mL 1瓶	26,066

揭示事項等告示

別表第2 (令和8年3月31日まで)

No		薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	イマチニブ錠100mg「ヤクルト」	イマチニブメシル酸塩	100mg 1錠
2	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用10%「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1g
3	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1g
4	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠
5	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠
6	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠
7	内用薬	局 セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠
8	内用薬	局 セフジトレンピボキシル小児用細粒10%「SW」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1g
9	内用薬	局 セフジトレンピボキシル錠100mg「SW」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1錠
10	注射薬	ベバシズマブB S点滴静注100mg「第一三共」	ベバシズマブ (遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続2]	100mg 4mL 1瓶
11	注射薬	ベバシズマブB S点滴静注400mg「第一三共」	ベバシズマブ (遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続2]	400mg 16mL 1瓶
12	注射薬	ボルテゾミブ注射用3mg「ヤクルト」	ボルテゾミブ	3mg 1瓶